

首都圏近郊緑地保全区域の評価等について

1. 近郊整備地帯等における緑地等減少の状況について

- ・国土数値情報によるデータ比較が可能な 1997 年までの 20 年間に、近郊整備地帯 (7,277km²)において、約 10.9 %の緑地が減少した。
- ・一般的には、特に市街化調整区域内において、農地に隣接する山林等は、一貫して開発または伐採後の低密度な利用がなされ、地価が下がり、地域として人口減少を見せている箇所でも開発傾向は続いている。

2. 近郊緑地保全区域の評価

(1) 近郊緑地保全区域における緑地等の面積

- ・これまで指定された 19カ所の首都圏近郊緑地保全区域（ほとんどが昭和40年代前半に指定。合計 15,763ha）における緑地等の減少は、2000 年までの 26 年間に、約 4.3 %となっている。

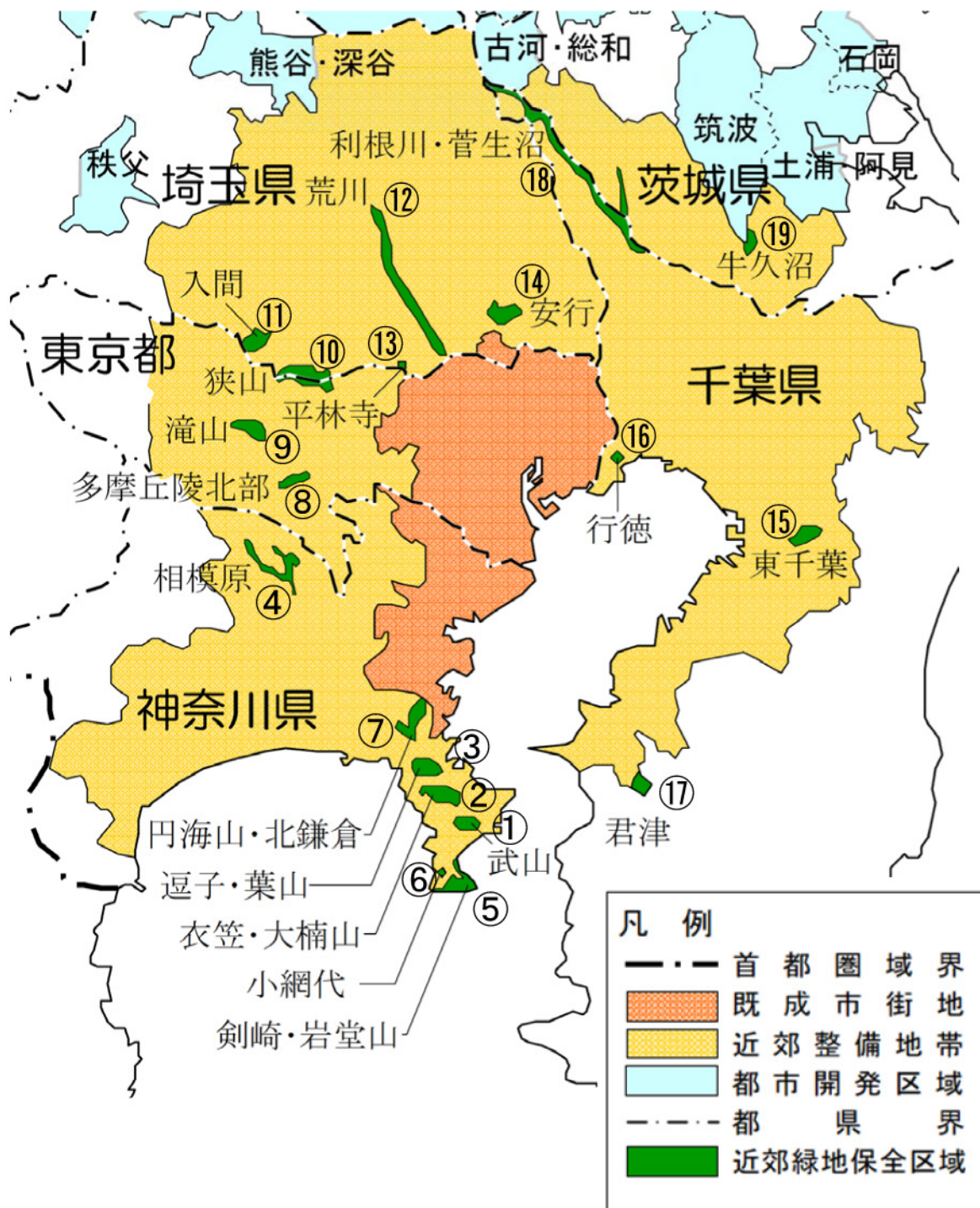
(2) 保全区域、関連規制等が果たした役割

- ・同保全区域指定に伴う行為規制（届出・勧告）は緩やかなものであるが、特別保全地区の指定、調整区域内開発に関する基準設定（神奈川県）の効果、トラスト、保安林指定等、都県・地元自治体の個別の取組と相まって、緑地面積の減少は緩やかであった。
- ・また、特別保全地区が枢要な緑地を担保したり、広い保全区域の中で順次トラストや公園の整備がなされる等、効果的な取組が継続することにより、質的な面においても比較的良好な緑地保全がなされてきたと評価される。

3. 区域指定に関する最近の動向

- ・昨年、32年ぶりに神奈川県三浦市の小網代地区を新規指定。
- ・さらに、県及び関係市の意向を受けて、現在も具体的指定を検討している地区があり、広域的な地域環境保全に関する指針づくりと関係個別保全施策のプラットフォームとして、近郊緑地保全制度が見直されてきている。

首都圏における近郊緑地保全区域の状況



1										2. 区域の特徴	3. 開発等の評価	4. 緑地系面積の推移				5. 備考
区域名	指定年月日	所在地		面積 (ha)	特別保全地区面積		市街化区域		1974年			2000年				
					(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)			(%)	(ha)	(%)		
① 武山	S42.2.16	神奈川県	横須賀市	327	194.5	59.5%	10	3.1%	・標高200m程度の丘陵地。区域の9割は、傾斜度15度以上の山林で占められる。	・区域の約6割は近郊緑地特別保全地区に指定され、樹林地が良好に保全。 ・東南・西北側の市街化区域内で宅地化が進行。	318.1	97.3%	→	295.1	90.2%	・周辺の宅地：東南側(京浜急行線沿い)、西北側において宅地が広がる。
② 衣笠・大楠山	S42.2.16		横須賀市、葉山町	958	49.5	5.2%	50	5.2%	・三浦半島の主峰大楠山を中心に広がる区域。大楠山山頂付近はハイキングコースとしても利用が盛ん。	・湘南国際村、横浜横須賀道路の建設により樹林地が減少。	912.5	95.3%	→	792.1	82.7%	・ゴルフ場(山林・荒地等に分類)を含む。 ・周辺の宅地：区域の東側・西側を中心に宅地が広がる。
③ 逗子・葉山	S42.2.16		逗子市、葉山町	1,087	33.2	3.1%	120	11%	・二子山を中心とする区域で、大部分は山林で占められる。ハイキングコースとしての利用が盛ん。	・区域北側や南西側の市街化区域での大規模な宅地開発が進行。	972.9	89.5%	→	949.4	87.3%	・周辺の宅地：区域の北側～西側を中心に宅地が広がる。
④ 相模原	S42.2.16 S46.4.30		相模原市	644	176.8	27.5%	40	6.2%	・相模原台地の一部と相模川河岸により構成。10kmに及ぶ河岸段丘には斜面林が残され、相模川と一体となり良好な景観を形成。	・相模原台地では全体的に市街化が進行し、緑地が減少している。	509.2	79.1%	→	440.3	68.4%	・ゴルフ場(山林・荒地等に分類)、霊園(公園・緑地等)を含む。 ・周辺の宅地：周辺全体に宅地が広がる。
⑤ 剣崎・岩堂山	S46.4.30		三浦市	618	—	—	—	—	・三浦半島の先端部に位置する台地上の土地。大部分は樹林地の点在する畑地で占められている。	・一部を除き開発等はみられない。	552.7	89.4%	→	516.4	83.6%	・周辺の宅地：区域西側に市街地が広がる。
⑥ 小網代	H17.9.22				70	—	—	70	100%	・森、湿地、干潟、海の自然がつながって完結した生態系を形成し、多くの自然観察会、環境学習の場としても利用。	—	※—	—	—	—	・全域市街化区域であるが、近く線引きの見直しが行われる予定。
⑦ 円海山・北鎌倉	S44.3.28 S52.9.21	東京都	横浜市、鎌倉市	998	100	10%	30	3%	・横浜市南部の円海山から鎌倉市北東部の丘陵地に広がる山稜地で、都市公園や市民の森での活動、ハイキングコースとしての利用が盛ん。	・S40～50年代に大規模な開発が進行。区域の半分程度が宅地、ゴルフ場、霊園などに占められている。	699.2	70.1%	→	763.2	76.5%	・ゴルフ場(山林・荒地等に分類)、霊園(公園・緑地等)を含む。 ・区域内の宅地化：区域西側(横浜市栄区庄戸)、東側(横浜市金沢区釜利谷)、南西側(鎌倉市今泉)の市街化区域において大規模な宅地化が進行。 ・周辺の宅地：南側(歴史的風土保全地区)を除き、周辺部全体の市街化区域に宅地が広がる。
⑧ 多摩丘陵北部	S42.2.16		八王子市、日野市	264	—	—	29	10.2%	・都立多摩動物公園などを中心とする地域とこれに連担する多摩丘陵から構成される。	・全体的に土地利用の変化は少ない ・区域の東側、南側の一部が宅地化。東京薬科大学、多摩テックなど開発地が存在。	231.8	81.6%	→	224.1	78.9%	・多摩テック(公園・緑地等に分類)を含む。 ・区域内の宅地化：南部の市街化区域において宅地化が進行。 ・周辺の宅地：区域南側の多摩ニュータウンをはじめ、周辺部全体に宅地が広がる。
⑨ 滝山	S42.2.16		八王子市、あきる野市	488	—	—	—	—	・多摩川・秋川と谷地川に挟まれる滝山北部丘陵を中心とした樹林地で、区域の大部分が山林に覆われている。	・開発等による緑地の減少は少ない。	413.5	84.7%	→	405.2	83%	・霊園(公園・緑地等に分類)を含む。 ・区域内の宅地化：ほとんど無し ・周辺の宅地：区域南側の国道沿い、北側に宅地が広がる。
⑩ 狭山	S42.2.16		東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町	1,607	—	—	36	2.2%	・村山貯水池(多摩湖)、山口貯水池(狭山湖)及び周辺の丘陵地から構成される。一体はトトロの森として知られ良好な自然環境を形成。	・一部に宅地や野球場が存在するが、土地利用の変化はほとんどみられない。	1,513.8	94.2%	→	1,473.8	91.7%	・ユネスコ村・西武ドーム(公園・緑地等に分類)、西武園ゴルフ場(山林・荒地等)を含む。 ・区域内の宅地化：ほとんど無し ・周辺の宅地：区域周辺部は都県立自然公園に指定されているが、市街化区域においては市街化が進行。
		埼玉県	所沢市、入間町													

1									2. 区域の特徴	3. 開発等の評価	4. 緑地系面積の推移				5. 備考	
区域名	指定年月日	所在地		面積 (ha)	特別保全地区面積		市街化区域				1974年		2000年			
					(ha)	(%)	(ha)	(%)			(ha)	(%)	(ha)	(%)		
⑪	入間	S44.3.28	入間市	398	—	—	—	—	・圏央道入間ICの北西約2kmの加治丘陵東部に位置し、区域の大部分は良好な樹林地となっている。	・緑地の減少はほとんど見られないが、一部、残土捨場、霊園拡張などによる緑地的土地利用の減少がみられる。	379.2	95.3%	→	363.3	91.3%	・霊園(公園・緑地等に分類)を含む。 ・区域内の宅地化:ほとんど無し ・周辺の宅地:北東側西武池袋線沿い、南側に宅地が広がる。
⑫	荒川	S42.2.16	川越市、さいたま市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、桶川市、富士見市、川島町	3,304	—	—	—	—	・荒川河川敷を中心とした区域で、周辺の樹林と一体となった自然環境を形成。延長25kmに及び、区域内は農地・ゴルフ場が多く存在する。	・河川敷を中心とした区域で、土地利用の変化はほとんどない。	3,038.0	91.9%	→	2,947.4	89.2%	・ゴルフ場(公園・緑地等に分類)を含む。 ・区域内の宅地化:無し ・周辺の宅地:北側の農用地区域を除いては市街地が広がる。
⑬	平林寺	S44.3.28	新座市	68	60.4	88.8%	—	—	・平林寺境内の古木と、周辺の武蔵野の平地林が良好な樹林地を形成している。	・区域内は土地利用の変化はほとんどみられない。	62.0	91.2%	→	61.7	90.7%	・区域内の宅地化:無し ・周辺の宅地:周辺全体で市街地が広がる。
⑭	安行	S42.2.16	川口市	580	—	—	112	19.3%	・東北自動車道と東京外かく環状道路とのジャンクション周辺に位置し、平地林と植木栽培地が一体となり田園的自然環境を形成する。	・外かく環状道路等の開通、川ロジャンクションの建設に伴い緑地的土地利用は大幅に減少。	343.5	59.2%	→	275.9	47.6%	・区域内の宅地化:西側の市街化区域を中心に、宅地化が大きく進行。 ・周辺の宅地:周辺全体で市街地が広がる。
⑮	東千葉	S42.2.16	千葉県 千葉市	734	61.3	8.4%	—	—	・千葉市東部に位置し、起伏の多い台地に豊富な樹林を有する田園的自然環境を形成する。	・市街化調整区域においても、水田の埋立て、畑地の造成地化が進行。 ・高速道路建設により一団の緑地は分断。	682.2	92.9%	→	603.4	82.2%	・ゴルフ場(山林・荒地等に分類)を含む。 ・区域内の宅地化:区域内において造成地化が進行。 ・周辺の宅地:南西側のJR線沿い、北西側のIC付近を中心に市街地が広がる。
⑯	行徳	S45.5.25	市川市	83	83	100%	—	—	・新浜御猟場(鴨場)を中止とし、樹林地、水辺地とその地先水面により形成される。野鳥の飛来地、生息地として評価が高い。全域が近郊緑地特別保全地区に指定。	・土地利用の変化はみられない。	65.5	78.9%	→	67.1	80.8%	・区域内の宅地化:土地利用の変化はほとんど無し。 ・周辺の宅地:周辺全体において市街地が広がる。
⑰	君津	S48.6.20	君津市	635	—	—	—	—	・鹿野山に隣接する樹林地であり、野鳥の生息地となっている。	・一部を除き、開発等による緑地的土地利用の減少はほとんどみられない。	554.1	87.3%	→	584.9	92.1%	・林業試験場(山林・荒地等に分類)を含む。 ・区域内の宅地化:一部に造成が進行 ・周辺の宅地:周辺は山林に囲まれ、大きな市街化への進行はみられない。
⑱	利根川・菅生沼	S48.6.20 S52.9.21	茨城県 常総市、坂東市、境町、五霞町	2,448	—	—	—	—	・菅生沼と利根川を中心とした区域で、河川と周辺の樹林地が一体となった自然環境を形成。区域の延長は約35kmにおよぶ。	・開発等による緑地的土地利用の減少はほとんどみられない。	2,412.3	98.5%	→	2,265.7	92.6%	・ゴルフ場(公園・緑地等に分類)、河川敷(河川・湖沼等)を含む。 ・区域内の宅地化:無し ・周辺の宅地:周辺部は大部分農用地区域等であるが、市街化区域において宅地が広がる。
⑲	牛久沼	S44.3.28	龍ヶ崎市、牛久市、取手市	452	—	—	—	—	・牛久沼と周辺の樹林地が一体となった自然環境を形成。周辺には農地が多く残る。	・区域全体として大きな土地利用の変化はみられない。	372.8	82.5%	→	404.7	89.5%	・区域内の宅地化:南西側に造成が進行。 ・周辺の宅地:北東、南西側(市街化区域)に宅地が広がる。
合計				15,763	758.7	4.8%	497	3.1%			14,033.3	89.4%	→	13,433.7	85.6%	

※小網代区域は未調査のため、合計に含まず